



～生活保護法指定介護機関の皆様へ～

印鑑の押印を求める手続の見直しについて



「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について」(令和3年1月7日付厚生労働省通知)において、これまで国が示した様式等で押印が不要となる旨の通知が発出されました。

これに伴い、ご提出をお願いしております各種様式等への押印について、令和3年2月に押印「不要」、「必要」の案内をしたところですが、令和3年4月1日以降、押印が「不要」なものについて次のとおり取り扱いを変更いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



～4月1日以降 印鑑の押印が**不要**なもの～

○請求書関係

福祉用具購入費・住宅改修費にかかる請求、施設入所サービス・短期入所サービスにかかる請求等
※ 記載内容の訂正の取扱いについては下記QA参照

～既に印鑑の押印が**不要**なもの～

○生活保護法指定介護機関指定申請書等

指定介護機関にかかる新規申請、変更申請、廃止申請など指定関連の全ての申請書等

～ Q&A ～

Q:間違えて押印してしまいました。書き直した方がよいですか？

A:そのままご提出ください。

Q:記載内容を訂正する場合、訂正印は必要ですか？

A1:請求書等(請求書、口座振替申出書、領収書、精算書など)は、再作成をお願いします。

ただし請求印があり、かつその同じ印鑑で訂正印がある場合は、再作成は不要です。

A2:指定申請書等は、訂正印は不要です。二重線で消すだけで構いません。

Q:申請時書類(誓約書)で、両面印刷ができません。割印は必要ですか？

A:不要です。ただし、書類がバラバラにならないよう、必ずホッチキス等を使用してください。

* その他、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。